

川崎市要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付要綱

〔 21 川健保第 987 号
平成 21 年 10 月 1 日市長決 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「生活福祉資金貸付制度要綱」(平成 21 年 7 月 28 日付け厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知)及び「生活福祉資金(要保護世帯向け不動産担保型生活資金)運営要領」(平成 21 年 7 月 28 日付け社援発 0728 第 15 号厚生労働省社会・援護局長通知)(以下「国要綱等」という。)の規定に基づき、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が行う要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業(以下「貸付事業」という。)に要する貸付金の原資として補助金を交付することについて、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成 13 年川崎市規則第 7 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第 2 条 この要綱に基づく補助金は、県社協が行う貸付事業のうち、市内に住所を有する借受人に対して行う貸付に要する原資とする。

(補助の金額)

第 3 条 補助金の額は、当該年度における市内に住所を有する借受人に対する貸付総額から当該年度において回収した貸付金の元金に相当する部分の額を控除して得た額とする。この場合において、その額が零を下回るときは、補助金の交付を行わない。

2 前項に規定する回収した貸付金の元金に相当する部分の額とは、担保物権の換価により得た額を含むものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付申請は、要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付申請書(第 1 号様式)を、当該年度の 3 月 10 日までに市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の交付申請に対して補助金の交付を決定したときは、補助金交付指令書(第 2 号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、前条の規定による交付決定の日から起算して14日以内の日とする。

(変更の承認)

第7条 規則第5条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)に変更、中止又は廃止の内容及び理由を記載した書類を添付して申請するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第4号の規定に基づく条件は、次のとおりとする。

- (1) 国要綱等を遵守して貸付事業を行うこと。
- (2) 補助金は、申請書に記載された事業以外の経費に使用しないこと。
- (3) 貸付事業を行うに当たっては、貸付金について特別会計を設けて行うこと。

(実績報告)

第9条 県社協は、当該年度における事業が完了したときは、その日から起算して30日以内に要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業実績報告書(第4号様式)に次の書類を添えて、市長に報告するものとする。この場合において、当該年度における市内に住所を有する借受人に対する貸付総額から当該年度に回収した貸付金の元金に相当する部分を控除して得た額に余剰が生じたときは、その金額を市長に返還するものとする。

- (1) 貸付事業報告書
- (2) 貸付資金の収支決算書

(調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、県社協の貸付事業の実施状況等を調査することができる。

(書類の保管等)

第11条 県社協は、貸付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し保管するものとする。

- 2 県社協は、借受人ごとの資金の貸付状況及び貸付金の回収状況を明らかとする台帳を備えるものとする。
- 3 第1項の帳簿及び証拠書類は当該貸付事業の完了した日の属する会計年度の翌年度か

ら5年間、前項の台帳は当該借受人への貸付金回収が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(届出事項)

第12条 県社協は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに書面をもってその旨を市長に届け出るものとする。

(1) 住所又は名称

(2) 代表者

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(川崎市要保護世帯向け長期生活支援資金貸付事業補助金交付要綱の廃止)

2 川崎市要保護世帯向け長期生活支援資金貸付事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

第1号様式

年度 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

住所
法人名
代表者名

年度要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金の交付を受けたいので、交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の目的及び内容

要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付原資として

2 交付申請額及び算出基礎

(1) 申請金額 円

(2) 内訳

貸付世帯数	貸付額(A)	回収額(B)	申請金額(A-B)
世帯	円	円	円

※ 当該年度中の貸付額及び回収額。

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業に係る収支予算書
- (3) 別紙「補助対象額内訳」

(別紙)

年度要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助対象額内訳

1 貸付金額内訳

No.	貸付人氏名	貸付期間	年間貸付金額	備考
		月～ 月	円	
		月～ 月	円	
		月～ 月	円	
		月～ 月	円	
		月～ 月	円	
		月～ 月	円	
		月～ 月	円	
		月～ 月	円	
		月～ 月	円	
		月～ 月	円	
		月～ 月	円	
		月～ 月	円	
計	件	貸付総額	円	

2 回収額内訳

No.	貸付人氏名	貸付総額	年度内回収額	備考
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
計	件	回収総額	円	

※ 担保売却による場合は、備考欄に売却価額を記入してください。

住所
法人名
代表者名

年 月 日付けで申請のあった要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金について、川崎市要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次の条件を付けて 円を交付します。

年 月 日

川崎市長

- 1 生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）貸付制度要綱を遵守して貸付事業を行ってください。
- 2 補助金は、補助事業以外の経費に使用しないでください。
- 3 補助事業を行うに当たっては、特別会計を設けて行ってください。
- 4 補助事業の内容の変更をする場合においては、速やかに市長の承認を受ける必要があります。
- 5 補助事業を中止し又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。

※ 補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この補助金交付指令書の決定の日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができます。

第3号様式

要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

川 崎 市 長

住所

法人名

代表者名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由

第4号様式

年度 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

住所

法人名

代表者名

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金にかかる事業実績について、交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付額及び精算額

貸付額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)	交付額	差引精算額
円	円	円	円	円

※ 内訳は別紙のとおり

2 提出書類

- (1) 貸付事業報告書
- (2) 貸付資金の収支決算書